

00255

# 鳥取縣公報

昭和十六年十月七日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

火曜日

第千二百七十四號

## 告示

### ◆鳥取縣告示第七百九十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八田三郎

#### 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 資生堂チエインストア協和會

(ロ) 地區 鳥取縣二圓

#### 二 構成員タル資格

地區內資生堂チエインストア

#### 三 統制令第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00256

品名	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
竹製家庭洗濯器	一打	二圓五〇	圓二五
卸賣業者最高販賣價格ハ小賣店持込價格トス	一箇		

- (口) 實施ノ日 昭和十六年十月七日
- (口) 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

### ◆鳥取縣告示第七百九十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル半改良鰯鱈ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八田三郎

北洋產半改良鰯鱈最高販賣價格

卸賣業者最高販賣價格	一〇貫當	一六八六〇
小賣業者最高販賣價格	尾賣	一貫當
	切身賣一切	二二〇匁當
		〇、〇五五

00257

### ◆鳥取縣告示第七百九十五號

鳥取縣青果物配給統制委員會規程左ノ通定ム

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八田三郎

縣農會關係者

都市農會長

(ニ)(ハ)(ロ)其ノ他出荷關係者

市場關係者

鐵道局關係官

其ノ他輸送關係者

學識經驗アル者

會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

委員會ハ會長一名及委員若干名ヲ以テ組織ス、但シ特ニ

必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ左ニ掲タル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命シ又ハ

委屬ス

(イ) 縣關係官

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

- (ロ) 其ノ他青果物配給統制ニ關スル事項
- (ハ) 委員會ハ會長一名及委員若干名ヲ以テ組織ス、但シ特ニ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- (イ) 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ
- (ロ) 委員及臨時委員ハ左ニ掲タル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命シ又ハ委屬ス

第三條 委員會ハ會長一名及委員若干名ヲ以テ組織ス、但シ特ニ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 委員會ニ幹事及書記ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委屬ス、幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ掌理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

## ◆鳥取縣告示第七百九十六號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十六年十月七日

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者

氣高郡湖山村字西代地先湖山池公有水面

一 埋立ノ場所

五反九畝二十四步

一 埋立ノ面積

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 埋立ノ目的

田地造成

一 免許年月日

昭和十六年十月七日

一 工事着手及竣工期間

免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手シ昭和十八年六月三十日迄ニ竣工

## ◆鳥取縣告示第七百九十七號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅検査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十六年十月七日

區 分	番號	返付納年月日	鳥取縣知事	八	田	三	郎
縣稅檢查章	六八	昭和十六年九月二十四日返納	西伯郡上道村役場				
同	一〇五	昭和十六年九月二十四日交付	同				
			書記補				
			足立正吉				
			門田喜久江				

## ◆鳥取縣告示第七百九十八號

00259

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

建築主ノ住所氏名	米子市長 西 尾 常 彦
建築物建築場所	米子市西町六十六番地
建築物ノ用途	倉庫及板塀
建物ノ構造種別	木造屋根瓦葺平家建
建築物ノ面積	建築面積 同 突出部分 四五、〇七平方米
命令事項	

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

## ◆鳥取縣告示第七百九十九號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

建築主住所氏名	鳥取市片原町二丁目三六番地
建築主所在地	鳥取市若櫻町三九ノ一、三九ノ二番地

00260

## 建築物ノ用途

店舗

## 構造種別及棟數

木造瓦葺二階建二棟

## 一 命令事項

一、本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス  
 一、前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ  
 一、本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

## ◆鳥取縣告示第八百號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定ス

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八田三郎

## 一 申請人ノ住所氏名

鳥取市吉方五〇六番地一 太田 悅治

## 一 指定ノ場所

鳥取市吉方五〇七ノ三番地 宅地

## 一 建築線ノ延長

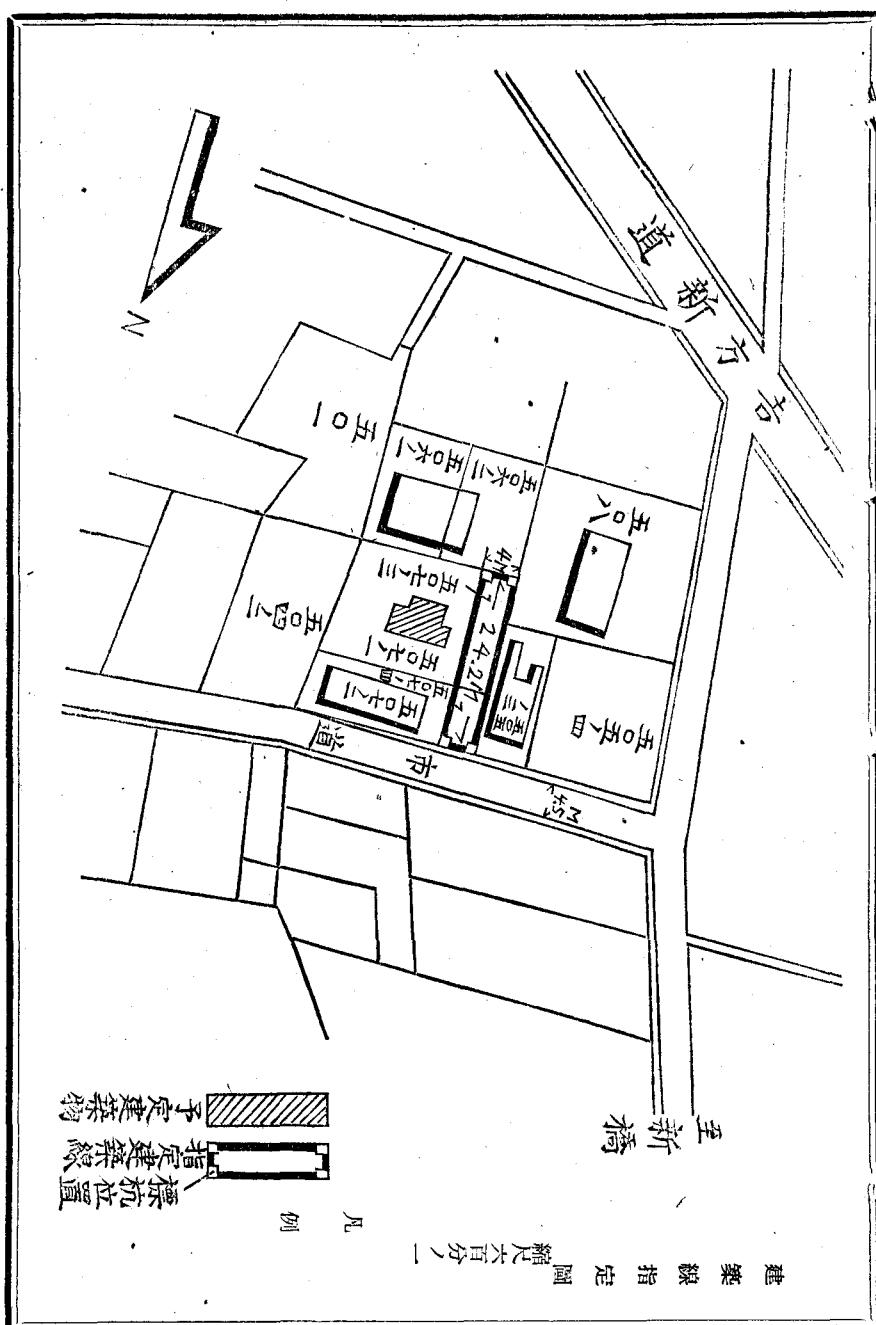
二四、二メートル

## 一 建築線ノ距離

四〇メートル

## 一 左記圖面ノ通り

00261



## ◆鳥取縣告示第八百一號

產婆登録名簿取消者左ノ如シ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

住所 鳥取縣西伯郡外江村一、六七七番地二

昭和十六年九月十日付朝鮮慶尚南道鎮海二葉町一五號ニ轉住ニ依リ  
名簿取消方出願昭和十六年九月二十五日取消

足 立 ミ 下 リ

## ◆鳥取縣告示第八百二號

產婆登録名簿ノ訂正者左ノ如シ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

住所 東伯郡旭村大字本泉三二番屋敷

昭和十六年九月十日住所並開業地變更ニ依リ同月十五日付

名簿訂正方出願同月二十九日訂正

大 西 し づ 江

## ◆鳥取縣告示第八百三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣紙工品商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

## 二 構成員タル資格

地區内ニ於テ紙工品ノ販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

## (イ) 額

種別 記號 銘柄 單位 卸賣業者最高販賣價格 單位 小賣業者最高販賣價格

防空カバー 甲號 寶燈型 一〇〇個 二五、三〇 圓 三〇

乙二號 折疊型 同 二五、三〇 同 三〇

丙 號 袋 型 同 同 一五、四〇 同 一九

同 同 一八、七〇 同 二三

註 一本表規格ハ左ニ依ルモノトス

(甲) 品名 露燃型防空カバー

寸法 高サ六寸上部徑四寸五分底部口徑七寸五分

使用材料 口器具ハ取付式ニシテ陶器製、金属製又ハベークライト製ニシテ胴、天井部ハクラフトボール三號一八オンスノ兩面ニ模造紙（五〇疊以上ノモノ）ヲ貼合シタルモノヲ使用シタルモノトス  
内部ハ白色タルコト及内部天井部ハ耐火塗料ヲ以テ塗装ヲ施シタルモノトス

(乙) 品名 折疊式防空カバー

寸法 一號 直徑八寸五分 底部口徑六寸  
二號 直徑六寸五分 底部口徑四寸五分

蛇腹部ノ長サ最大伸長度ニ於テ A七寸 B五寸以上ノコト

使用材料 蛇腹部ハ羅紗紙（四六判百疊）使用天井部及底部ハクラフトボール（一五オンス）使用シタルモノトス  
口器具ハ取付式ニシテ陶器製、金属製又ハベークライト製トス  
内部ハ白色ニシテ内部天井部ハ耐火塗料ヲ以テ塗装ヲ施シタルモノトス

(丙) 品名 袋型防空カバー

寸法 丈一尺二寸 口徑七寸五分角

使用材料 上部ハファイバー原紙一號（菊判一〇一疊）使用シ羅紗紙（四六判百疊）使用シタルモノトス  
内部ハ白色ニシテ内部天井部ハ耐火塗料ヲ以テ塗装ヲ施シタルモノトス

- 二 本表中 乙一號乙二號ハ生地色價格ニシテ銀色ヲ施シタルモノニアリテハ一〇〇個ニ付二圓以内加算スルコトヲ得  
三 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- (ロ) 實施ノ日

昭和十六年十月七日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スペシ

◆鳥取縣告示第八百四號

東伯郡鐵山耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

正誤

昭和十六年九月五日鳥取縣告示第七百十七號注文洋服等最高賣價格及注文洋服最高裁縫料指定中二〇頁三行目、同一二行目「仕立種別」ハ「仕上種別」ノ孰モ誤植

## 彙

## 報

# 秋期農村勞力對策

## 勞力合理化と潜在勞力活用へ

### 時局下農繁期を擧縣一致突破

(農務課)

して、縣の指示した計畫書に基き各町村に於て自主的調整計畫を樹立して郡農會に提出せしめ、その勞力補給調整上各町村の實情に應じて適宜助成することとなつたのである。以下その主なる施設について大要を記す。

(一) 共同作業の普及指導  
部落單位又は適當な區域の共同作業班を編成して班の共同作業を獎勵し

稻の刈取・脱穀・穀搗・運搬、麥の耕立・整地・播種、それに

晚秋蠶の諸作業と農家では秋季農繁に普通の年でもいくらあつても手の足らぬ時季が來たが、目下の時局に伴ふ勞力の不足は又格別なものがあつて、これに對する補調整對策は極めて緊要なるものがある。

即ち本縣ではこの秋季農村勞力調整のため各種勞働力を合理化し、或は潜在勞働力を動員して時局下勞力對策に萬全を期することとして、共同作業、勤労奉仕、移動による偏在勞働力の調節、婦人勞働の生産化、田園電化等あらゆる方途を講ずることとなつた。これが實施的根本方針としては町村内勞力の需給調整を中心とする。

#### (二) 勤労奉仕班の活動促進

現下の國情に鑑み、應召農家等勞力不足の家庭に對しては部落毎に勤労奉仕の計畫を樹立し、その活動促進を圖つて應召家庭等の農業經營確保に努める。

勤労奉仕班の活動はなるべく部落の共同作業と相平行せしめ、

合理的な計畫を樹立して其の實績を擧げるのであつて、勤労奉仕施設に對する助成は本年度は市町村農會に助成金を交付するから

農會は他團體と協力して一層指導の徹底を期せねばならない。助成金は一市町村當り平均十圓程度であつて、町村の計畫及び實情を考慮して重點主義を以て助成する。

#### (三) 移動勞働班の活動促進

養蠶地帶及び水田裏作の多い地方の勞力補給のため、町村内及び必要によつては町村外からの移動勞働計畫を樹立して實施する。

秋の移動勞働施設は町村の實情及び實績を審査し、町村内移動勞働に對しても助成する見込である。

#### (四) 畜力班の編成活動

役畜の多い地方から少い地方に移動せしめ、畜力の共同利用によつて麥の耕立・整地の勞力調整をなすため、各部落に畜力班を編成して其の活動を促進し、共同作業計畫に織込んだ合理的計畫の樹立指導をするのであつて、その編成にあたつては次の事項に留意を要する。

1 一班當り牛三十五頭、人三十五人を以て編成すること  
2 比較的役畜の多い部落では役畜の使用に馴れた者を組合せること

3 本施設實施上農會は畜產組合とも連絡の下に適切なる計畫を樹立すること

4 畜力班編成活動の外、極力既存畜力の利用を勵奨する

この施設に對しては一班當り五圓以内、諸人費に對しても其の實績を審査して助成する。

#### (五) 婦人勞働生産化施設の實施

現下農村勞力不足の實情からいつて、婦人の勞働能率を向上せしめるることは最も緊要であるから、これに對して必要と認める次の施設を行ふ。

##### 1 共同炊事

秋の作業は期間が長いので、最も多忙な時期を選定して其の効果を大ならしめるやう合理的な計畫を樹立するのであつて、この施設に對しては一ヶ所當り平均二十圓程度を助成する。

##### 2 託兒所

秋季農繁期中適當な時期を選定して部落單位に實施するものであつて、助成は一ヶ所當り十圓程度である。

なほこの施設は稻刈、調整等の共同作業計畫に包含し、合理的に計畫を樹立して農村潜在勞働力の活用に努めることが大切である。

00268

(六) 田園電化施設の實施  
主として稻の脱穀調製作業能率増進の爲に、部落に於て既設の施設に對し、簡易な工作を施して電動機を原動力として脱穀脱穀機等の共同利用を普及せしめやうとするものであつて、一ヶ所当たり三十五圓程度の助成を行ふ。尚具體案については會社と折衝中である。

## (七) その他

農業機械移動配給調整施設（既記）

農業機械移動修理班

青少年學徒の勤労奉仕

工場労務者の一時歸農

都市潜在労働力の活用

耕地の共同耕作及び共同管理

町村の勞力對策と增産推進隊員との連絡等が計畫されてゐるが、勤労奉仕班については無報酬三日以内とし、汽車賃等をする場合は請入者の負擔とする。市街地婦人労働の動員の當つては出勤日數三日以内とし、個人に對する勞賃の報酬等は支拂を行はず、作業終了後請入團體から出勤婦人團體に對して慰勞の意味に於て適當なる方法を講ずることとする。

工場労務者の一時歸農については、縣内(京)易は集團勤労奉仕

無報酬三日以内を實施し、縣外工場は自宅歸農を原則とするこになつてゐる。

## 捨身の將士に親身の援護

## 第四回労務動態調査

調査は九月三十日現在記入

報告期限本年は十一月十日

(職業課)

近く第四回労務動態調査が實施される。この調査は労務者の全部について其の員數・所在・異動の状況等を調べ、時局下に於て政府の行はんとする諸労務對策の基礎資料とするもので、極めて重要な調査である。

報告義務者はたゞ一人でも労務者を雇つて居る者は凡て該當者であつて、會社・工場・商店は勿論一般家庭・飲食店・寺院・團體等の雇主又は管理者は凡て報告の義務がある。

こゝに労務者といふのは原則として凡ての被傭者、即ち雇はれ

00269

てゐる者をいひ、肉體的労働であると精神的労働であると區別はない。從つて事務員・技術者・職工・鑛夫・店員・小使・給仕・女中等

すべてに於て報告しなければならないのである。但し例外として勤務の場所が外地や外國に在る者、船員法の船員・醫師・歯科醫師・薬剤師・獸醫師・年齢十二歳未満又は六十歳以上の者・年俸又は月俸を受け其の月額百圓を超える事務從事者は報告を要しないことになつて居る。

次にこの調査期日は九月末日現在であつて、報告期限は十月十日が規則に依つて定められてゐるのであるが、國民登録の期日と重複して事務の繁雑を來すため、この調査の完璧を期し特に今回に限り報告期限は十一月十日迄といふことになつたのである。從つてこの第四回労務動態調査の調査期日九月末日が経過しても報告義務者の手許に調査用紙が届かないが、これは右のやうに報告期限が一ヶ月延びた爲であつて、遅くとも十月末日迄には全部配布される筈である。

特に注意して置きたい事は、調査期日はこれまで通り九月末日現在であるから九月末日に於ける該當事項を記入するのであつて、これを記入して置けば十一月十日迄に調査員が集めに行くのである。尚、もし月末までに萬一報告義務者に用紙が配布されぬやうであれば、報告義務者は調査員又は市町村長に申し出で用紙の

## 夏秋蠶第一回豫想收繭高

前年同期に比し二十二萬貫の減

(統計課)

本縣に於ける本年の夏秋蠶捕立數量は八十六萬四百九十二グラムであつて、之を前年の夏秋蠶捕立數量に比すれば二十二萬五千五百九十八グラム（二割八厘）を減少し、而して九月十日現在を以て調査したる夏秋蠶第一回豫想收繭高は四十五萬七千二百九十六十二貫（三割二分五厘）の減少を示してゐる。

蓋し本年の夏秋蠶は掃立以來降雨持續し低溫多濕であつたため、全般的に硬化病の發生があり、又一部地方には新癪微病の發生も

あつて生育不良であつたことと、掃立數量の減少とに依り前記の如き收納を見る豫想である。

尙之を都市別に示せば左の如くである。

	蠶種 數量 掃 立	想收 納高	第一回豫	增 減	△印減 高ニ比シ 前年實收 納
			數量 前年蠶種掃立	△比シ 前年實收 納	△印減 高ニ比シ 前年實收 納
鳥取市	二三〇六	六、五四〇	六、五四〇	五三六	一、〇〇九
米子市	三三、〇〇〇	六、〇〇〦	六、〇〇〦	五三〇七	一〇、四九〇
岩美郡	三五、六〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇	二八〇三	一〇、九三〇
八頭郡	四四、七〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	一九〇四	一、五九〇
氣高郡	七〇、一〇〇	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇	一五、九〇〇	一、五九〇
東伯郡	三三、七〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、四六〇	一、五九〇
西伯郡	三六、六〇〇	一五、七〇〇	一五、七〇〇	一〇、七〇〇	一、五九〇
日野郡	一六、三〇〇	八、一〇〇	八、一〇〇	五、三〇七	一、五九〇
計	八六、九〇〇	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇	三〇、六〇〇	一、五九〇

## ◎文部省推薦一般圖書

△活かす隣組	△上杉鷹山	△常識の科學性	△發明讀本	△國史總論
△活かす隣組	鶴書房發行	富越太陽堂書房發行	岩波書店發行	東京日日新聞社發行
△上杉鷹山	佐藤太平著定判價六	小泉丹著定判價六	帝國發明協會定判價六	内田銀藏著定判價六
△常識の科學性	二五七頁	二五三頁	二七九頁	一圓五十錢
△發明讀本	二五四頁	二五五頁	一圓五十錢	一圓三十錢
△國史總論	五十一頁	五十一頁	一圓五十錢	二〇三頁

## 兵器獻納資源回收運動獎出金報告 (第一回分)

金額	町村名	西伯郡崎津村	西伯郡中私都村	八頭郡丹比村	八頭郡夜見村
一金二十二圓九十三錢					
一金參圓七十錢					
一金二十二圓九十三錢					
一金四圓六十六錢					
一金九圓四十錢					
一金七圓八十錢					
一金十五圓					
一金三圓八錢					
一金六圓十四錢					
一金九圓六十五錢					
一金十圓二十八錢					

西伯郡彥名村	西伯郡大茅村	氣高郡中鄉村	東伯郡淺津村	岩美郡大茅村	八頭郡用瀬町	東伯郡灘手村

發行者 烏取縣鳥取市東町  
印刷所 烏取縣氣高郡大正村大字古海  
取 所 烟刑務支所

昭和十六年十月七日印刷  
昭和十六年十月七日發行

二五四頁  
二五七頁  
二五五頁  
二五三頁

生田花世著  
佐藤太平著定判價六  
二五五頁  
二五三頁

鶴書房發行  
佐藤太平著定判價六  
二五七頁  
二五三頁

常識の科學性  
岩波書店發行  
小泉丹著定判價六  
二七九頁  
一圓五十錢

發明讀本  
帝國發明協會定判價六  
一圓五十錢  
一圓三十錢

國史總論  
內田銀藏著定判價六  
二七九頁  
一圓五十錢

活かす隣組  
創元社發行  
定判價六  
二七九頁  
一圓五十錢

二五四頁  
二五七頁  
二五五頁  
二五三頁